

いつもお世話になります。

先日、息子の所属する野球少年団の公式戦がありました。前回の練習試合で大敗したチームとの試合でした。結果は勝ちました。息子の課題ノートには、勝因として声を出したと記入がありました。声を出す、声だし、励まし、応援、いいことばかりです。今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

寛大は
正義の花で
ある。

ホーソン (アメリカの小説家)

四季の心

人に接するときは、
暖かい春の心
仕事をするとときは、
燃える夏の心
考えるときは、
澄んだ秋の心
自分に向かうときは、
厳しい冬の心

(元気手帳2より)

今月のいろいろ「掲示板」

津島の藤まつりに行ってきました。

今年は、暖かかったため、例年より開花が早く少し遅かったのですが、まだまだきれいな藤を見ることができました。

藤の下でお抹茶とお饅頭をいただくこともでき、たくさんの屋台もでていたため、楽しいひと時を過ごすことが出来ました。

来年はぜひ、満開を見たいと思います (西脇)



知っとこ！「税務のママ知識」

～贈与税とは個人から財産をもらったときにかかる税金です～

一人の人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません（この場合、贈与税の申告は不要です。）。

贈与税は、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかりますが、その財産の性質や贈与の目的などからみて、贈与税がかからない場合をご紹介します。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」といいう。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」という。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、個人（租税特別措置法第70条の2の2第2項第2号に規定する教育資金管理契約（以下「教育資金管理契約」といいます。）を締結する日において30歳未満の者に限ります。）が、教育資金に充てるため、①その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合、②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は③教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額（既にこの「教育資金の非課税の特例」の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入されません。

事務所あれこれ日記

GWに甲子園へ行ってきました。

阪神ファンの私にとっては延長戦の末負け、とても悔しい試合でしたが、天気にも恵まれた中での応援や風船とばしでさわやかな気持ちになりました。 兒玉



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

